

## 静岡県告示第966号

県が発注する産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格、その審査その他必要な事項を定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定に基づき告示する。

平成27年12月11日

静岡県知事 川勝平太

### 1 競争入札に参加できる者

静岡県が発注する産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務の委託に係る競争入札に参加することができる者は、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、静岡県流域下水道産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務競争入札参加資格者名簿に登載された者とする。

### 2 資格審査を受けることができない者

次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び第167条の11第1項に該当する者
- (2) 産業廃棄物のうち、汚泥の処理に関する収集運搬業及び処分業について、法令上必要とされる許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けていない者
- (3) 産業廃棄物処分業務を担当する者について、産業廃棄物（下水汚泥等）のリサイクル処理を行っていない者

#### (4) 次のアからオのいずれかに該当する者

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

### 3 資格審査

- (1) 資格審査は、2年に1回定期に行う。なお、追加の資格審査を随時に行う。
- (2) 資格審査は、次に掲げる事項について審査する。

ア 産業廃棄物（下水汚泥等）に関する許認可の状況

イ 保有施設の状況（種類、処理能力、リサイクル）

ウ 保有車両の状況（種類、積載量）

#### 4 資格審査の申請

- (1) 資格審査を受けようとする者は、別に定める産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、静岡県知事に提出しなければならない。

ア 営業概要書

イ 法人にあつては登記簿謄本、個人にあつては市町村長が発行した身分証明書の写し

ウ 産業廃棄物のうち、汚泥の処理に関する収集運搬業及び処分業の営業について、当該許認可等を得ていることを証する書類の写し

エ 産業廃棄物（下水汚泥等）のリサイクル処理の実態を示す書類

オ 保有する産業廃棄物収集運搬車両の一覧表

カ 使用印鑑届

キ 印鑑証明書

ク 誓約書

ケ 委任状（必要な場合）

コ その他静岡県知事が指示する書類

- (2) 申請書の提出期間は、定期の資格審査にあつては、資格審査を実施する年度の7月1日から7月15日までとする。この場合において、7月15日が静岡県の休日を定める条例（平成元年静岡県条例第8号）第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その翌日をもって申請書の期限とする。
- (3) (2)に規定する提出期間に申請書を提出できない場合には、別途追加の申請を受け付けるものとする。

#### 5 資格審査の結果の通知

静岡県知事は、資格審査の結果を別に定める競争入札参加資格審査結果通知書により、当該申請者に通知するものとする。

#### 6 資格の有効期間

競争入札の参加資格の有効期間は、定期の資格審査にあつては当該資格を決定した年の9月1日から次の定期の資格審査が行われる年の8月31日までとし、随時の資格審査にあつては、資格を決定した日から次の定期の資格審査が行われる年の8月31日までとする。

#### 7 申請書の記載事項の変更届

入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があつたときは、速やかに別に定める資格審査申請書記載事項変更届により、静岡県知事に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所及び電話番号

(3) 代表者

(4) 使用印鑑

(5) 委任をした場合の営業所等の名称、所在地、電話番号及び営業所の代表者

#### 8 廃業等の届出

入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、各号に掲げる者は、速やかに

静岡県知事にその旨を届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
- (3) 法人が破産により解散したとき 破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その清算人
- (5) 廃業したとき 本人又は役員
- (6) 2の(2)又は(3)に該当する者になったとき 本人又は役員

#### 9 入札参加資格の取消し

静岡県知事は、入札参加資格者が2の(1)から(4)に該当する者になったとき又は虚偽の申請により資格の認定を受けたことが判明したときは、その者の入札参加資格を取り消すことができる。

なお、資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行する。